

熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和6年3月25日付け健生発 0325 第17号厚生労働省健康・生活衛生局長通知。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、要綱3-1及び3-2に定める条件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 申請時に本県に住所を有していること

(助成の申請)

第3条 前条に規定する対象者であつて、本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 妊よう性温存療法

① 熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書

(妊よう性温存療法分) (様式第1-1号)

② 熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書

(妊よう性温存療法実施医療機関) (様式第1-2号)

(妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関が妊よう性温存療法の一部を行った場合は、様式第1-3号も併せて提出)

③ 熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業に係る証明書

(原疾患治療実施医療機関) (様式第1-4号)

④ 妊孕性温存療法における胚(受精卵)凍結保存に係る助成を受けようとする者は、戸籍謄本等、婚姻関係を確認できる書類。

事実婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。)の場合は、両人の戸籍謄本、両人の住民票及び両人の事実婚関係に関する申立書(様式第1-5号)

⑤ 申請時に本県に住所を有していることが確認できるもの(住民票等)

⑥ その他知事が必要と認める書類

(2) 温存後生殖補助医療

① 熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書

(温存後生殖補助医療分) (様式第3-1号)

② 熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書

(温存後生殖補助医療実施医療機関) (様式第3-2号)

(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関が温存後生殖補助医療の一部を実施した場

合は様式第3-3号)

③ 戸籍謄本等、婚姻関係を確認できる書類

事実婚の場合は、両人の戸籍謄本、両人の住民票及び両人の事実婚関係に関する申立書(様式3-4号)

④ 申請時に本県に住所を有していることが確認できるもの(住民票等)

⑤ その他知事が必要と認める書類

(助成金の決定)

第4条 知事は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、助成金額を決定の上熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業承認通知書(様式第4号)により申請者へ通知するとともに、助成金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、助成を行わないことを決定したときは、熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業不承認通知書(様式第5号)により申請者へ通知するとともに提出書類を返却するものとする。

(助成額の確定及び確定通知)

第5条 助成額の確定は、前条第1項をもって代えるものとし、確定通知は、同条同項に定める熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業承認通知書(様式第4号)をもって代えるものとする。

(請求)

第6条 知事が第4条第1項により助成することを承認し、金額を決定した場合には、助成金の請求は、第3条に定める熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業参加申請書(様式第1-1号又は様式第3-1号)による助成の申請をもって行ったものとする。

(助成金の返還)

第7条 知事は、第4条第1項の助成金の支給を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めたときは、助成金の決定を取り消すとともに、助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(指定医療機関)

第8条 要綱5(2)の規定による指定医療機関の申請は、小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書(様式第2号)により行うものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、行われた申請について審査の上、指定の可否を決定するとともに指定を行う場合は、熊本県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研

究促進事業指定医療機関指定通知書（様式第 6 号）により当該医療機関に通知するものとする。

（その他）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。